

# 平成28年度 橋本市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度橋本市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| (1) 病 床 数         | 300 床          |
| (2) 年 間 患 者 数     |                |
| 入 院               | 89,425 人       |
| 外 来               | 148,230 人      |
| (3) 1 日 平 均 患 者 数 |                |
| 入 院               | 245 人          |
| 外 来               | 610 人          |
| (4) 主要な建設改良事業     |                |
| (イ) 医療機器等整備事業     |                |
|                   | 事業費 265,530 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|               |              |
|---------------|--------------|
| 収 入           |              |
| 第1款 病院事業収益    | 7,406,692 千円 |
| 第1項 医 業 収 益   | 6,617,895 千円 |
| 第2項 医 業 外 収 益 | 785,540 千円   |
| 第3項 特 別 利 益   | 3,257 千円     |
| 支 出           |              |
| 第1款 病院事業費用    | 7,406,692 千円 |
| 第1項 医 業 費 用   | 7,160,848 千円 |
| 第2項 医 業 外 費 用 | 239,332 千円   |
| 第3項 特 別 損 失   | 5,512 千円     |
| 第4項 予 備 費     | 1,000 千円     |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額736,616千円は過年度分損益勘定留保資金736,616千円で補てんするものとする。)

| 収 入       |            |
|-----------|------------|
| 第1款 資本的収入 | 300,450 千円 |
| 第1項 企業債   | 300,000 千円 |
| 第2項 投資    | 450 千円     |

  

| 支 出        |              |
|------------|--------------|
| 第1款 資本的支出  | 1,037,066 千円 |
| 第1項 建設改良費  | 432,565 千円   |
| 第2項 投資     | 12,581 千円    |
| 第3項 企業債償還金 | 591,920 千円   |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額       | 起債の方法 |
|-------|-----------|-------|
| 病院事業  | 300,000千円 | 証書借入  |

| 利 率    | 償還の方法        |
|--------|--------------|
| 3.5%以内 | 借入先の融通条件による。 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失
- (4) 建 設 改 良 費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費                      3,724,533 千円
- (2) 交 際 費                              3,000 千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業運営のため一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は166,675千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、604,354千円と定める。

平成28年2月29日 提出

橋本市長                      平木 哲朗